

平成 31 年 4 月 25 日

保護者様

京都市立大宅小学校
校長 西山 正晃

災害緊急時の児童引渡しについて

春の日差しが心地よく感じられる今日この頃、保護者の皆様にはご健勝にお過ごしのことと存じます。平素は、本校教育にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、学校におきましては、万一の大きな災害や緊急性の高い事件が発生した場合などに、子たちを安全にかつ確実に保護者の皆様のもとに引渡せるように「災害緊急時の引渡しカード」に引渡人のお名前を記入いただきます。有事の際には、その方にお渡しします。

また、引渡しに際しまして、以下のことについてお知りおきください。

引渡しについて

- ・引渡し方法を P T A メール配信・学校ホームページでお知らせします。
- ・災害があった時には、保護者・引渡人の方の安全確保がでてから迎えに来て下さい。
- ・「災害緊急時の児童引渡しカード」に書かれた保護者・引渡人が来られた場合のみ児童を引渡します。
- ・保護者・引受の方は必ず担任のチェックを受けた後、子たちを引き取りに行ってください。直接連れて帰らないでください。また、兄弟姉妹のある場合でも一人一人について必ず担任のチェックを受けてください。
- ・引渡人が保護者以外の場合

①担任が氏名と【継柄】を確認します。

②氏名が一致していて、かつ児童が確認できた人。⇒担任が引渡します。

※引渡しは、児童の命を預かってもらいます。上記以外の場合は、引渡しはできません。

迎えに来られるまで

- ・迎えに来られない家庭の児童は、学校留め置きになります。保護者・引渡人の方はできるだけ早く迎えに来て下さい。

※ P T A メール配信の登録をお願いします。学校・P T A からの情報が早く入手できます。